

平成 2 5 年 5 月

さつま町議会臨時会会議録

平成 2 5 年 5 月 1 日 開会

さつま町議会

平成25年5月さつま町議会臨時会審議結果

平成25年5月1日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
選挙 1	議長の選挙	H25.05.01	H25.05.01	当選決定	—
2	副議長の選挙	〃	〃	当選決定	—
	常任委員会委員の選任	〃	〃	決 定	—
	議会運営委員会委員の選任	〃	〃	決 定	—
	議会広報特別委員会の設置及び委員 の選任	〃	〃	決 定	—
議案 37	専決処分の承認を求めることにつ いて（さつま町税条例の一部改正につ いて）	〃	〃	承 認	—
38	専決処分の承認を求めることにつ いて（さつま町国民健康保険税条例の 一部改正について）	〃	〃	承 認	—
39	さつま町監査委員の選任について	〃	〃	同 意	—
40	さつま町監査委員の選任について	〃	〃	同 意	—
41	さつま町教育委員会委員の任命につ いて	〃	〃	同 意	—
42	さつま町教育委員会委員の任命につ いて	〃	〃	同 意	—
	議員派遣の件	〃	〃	決 定	—
	閉会中の継続調査について	〃	〃	決 定	—

平成25年5月さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成25年5月1日 午前9時31分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（16名）

1番	平八重	光輝	議員	2番	木下	敬子	議員
3番	宮之脇	尚美	議員	4番	桑園	憲一	議員
5番	森山	大	議員	6番	東	哲雄	議員
7番	岩元	涼一	議員	8番	新改	幸一	議員
9番	木下	賢治	議員	10番	川口	憲男	議員
11番	米丸	文武	議員	12番	新改	秀作	議員
13番	岸良	光廣	議員	14番	上久保	澄雄	議員
15番	柏木	幸平	議員	16番	舟倉	武則	議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 萩原康正君 局長補佐兼議事係長 中間博巳君
議事係主任 神園大士君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教委総務課長	上野俊市君
副町長	和気純治君	社会教育課長	岩元義治君
企画課長	湯下吉郎君	文化課長	橋ノ口賢二君
税務課長	松尾英行君	建設課長	三浦広幸君
健康増進課長	小椎八重廣樹君	耕地林業課長	杉水流博君
福祉課長	王子野建男君	水道課長	脇黒丸猛君
総務課長	紺屋一幸君	商工観光課長	赤崎敬一郎君
財政課長	下市真義君	農政課長	平田孝一君
安全安心対策課長	崎野裕二君	監査事務局長	本田孝市君
消防長	高木卓朗君		
介護保険課長	中村慎一君		
環境課長	貴島晃人君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選挙第1号 議長選挙

(第1号の追加1)

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 選挙第2号 副議長選挙
- 第 5 議席の一部変更
- 第 6 常任委員会委員の選任
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任
- 第 9 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）
(さつま町税条例の一部改正について)
- 第10 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）
(さつま町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 第11 議案第39号 さつま町監査委員の選任について
- 第12 議案第40号 さつま町監査委員の選任について
- 第13 議案第41号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第14 議案第42号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第15 議員派遣の件
- 第16 閉会中の継続調査について

○議会事務局長（萩原 康正君）

皆さん、おはようございます。事務局長の萩原康正です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の米丸文武議員を御紹介いたします。

米丸文武議員、議長席のほうに御着席お願いいたします。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

ただいま紹介されました米丸文武でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

△開 会 午前9時31分

○臨時議長（米丸 文武議員）

ただいまから、平成25年5月さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○臨時議長（米丸 文武議員）

これから、本日の会議を開きます。

△日程第1「仮議席の指定」

○臨時議長（米丸 文武議員）

日程第1「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。
ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前 9時32分

〔全員協議会が開催され、議長立候補確認及び所信表明が行われる〕

再開 午前 9時52分

○臨時議長（米丸 文武議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2「選挙第1号 議長の選挙」

○臨時議長（米丸 文武議員）

日程第2「選挙第1号 議長の選挙」を行います。選挙は、投票により行います。
議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

ただいまの出席議員数は、16名です。

次に、立会人を指名します。立会人に3番、宮之脇尚美議員及び4番、桑園憲一議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配布〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して、投票を行い、右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員順次投票〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。3番、宮之脇尚美議員と4番、桑園憲一議員の開票立会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、舟倉武則議員8票、東哲雄議員6票、木下賢治議員2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、4票です。したがって、舟倉武則議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

ただいま、議長に当選されました舟倉武則議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

〔舟倉 武則議員 登壇〕

○舟倉 武則議員

ただいま議長選挙におきまして、議長に当選させていただきました舟倉です。皆さんと同じ気持ちであります。さつま町のために全身全霊を打ち込んで、一生懸命頑張ってまいります。皆さんの小使い役として、今までの経験を生かして、本当に明るいさつま町を作ることが出来るように一生懸命努力いたします。これからも皆さん方の御指導と御協力をよろしくお願い致します。ありがとうございました。（拍手）

〔舟倉 武則議員 降壇〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

これで、臨時議長の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。

舟倉武則議長、議長席にお着き願います。
しばらく休憩します

休憩 午前10時 2分

〔新議長着席〕
〔追加議事日程配付〕

再開 午前10時 4分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日のこれからの日程は、お手元にお配りいたしました追加議事日程のとおりであります。

△日程第1「議席の指定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

△日程第2「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、川口憲男議員及び14番、上久保澄雄議員を指名します。

△日程第3「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 6分

〔全員協議会が開催され、副議長立候補確認及び所信表明が行われる〕

再開 午前10時22分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第4「選挙第2号 副議長の選挙」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「選挙第2号 副議長の選挙」を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの出席議員数は、16名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に15番、新改幸一議員及び16番、木下敬子議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配布〕

○議長（舟倉 武則議員）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（舟倉 武則議員）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して、投票を行い、右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員順次投票〕

○議長（舟倉 武則議員）

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。15番、新改幸一議員及び16番、木下敬子議員の開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（舟倉 武則議員）

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、岩元涼一議員3票、柏木幸平議員6票、米丸文武議員3票、新改秀作議員4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、4票です。したがって、柏木幸平議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま副議長に当選されました柏木幸平議員が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

〔柏木 幸平議員 登壇〕

○柏木 幸平議員

皆さん、副議長の職を与えていただきましてありがとうございました。

舟倉議長を支えながら、また、皆様方の裏方としても一生懸命に尽くしてまいります。そして、新しいさつま町議会のために皆さんと一緒に頑張って取り組んでまいりますので、今後とも御指導と御協力をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

〔柏木 幸平議員 降壇〕

△日程第5「議席の一部変更」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第5「議席の一部変更」を行います。

今回の議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

申し合わせに基づき、議長の議席を16番に、副議長の議席を15番とします。

したがって、16番、木下敬子議員の議席を2番に、15番、新改幸一議員の議席を8番に、8番、柏木幸平議員の議席を15番に、私の議席を16番にそれぞれ変更します。

変更された議席に、お着き願います。

〔変更後の議席へ移動着席〕

○議長（舟倉 武則議員）

ここで、しばらく休憩します。再開は概ね10時45分といたします。

休憩 午前10時33分

〔全員協議会が開催され、議会推薦の監査委員の決定者取り扱いについて、当初の予定では日程第8のあとの全員協議会で決定することとしていたが議案作成時間を考慮し、日程第5のあとに推薦者を決定することとした。これにより、全員協議会を続開し、監査委員の選出が行われる〕

再開 午前10時54分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6「常任委員会委員の選任」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第6「常任委員会委員の選任」を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

この件については、申し合わせにより議員各位から希望をとり、これに基づいて定数との調整を行いましたので、指名したいと思います。

ここでお諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、総務厚生常任委員に平八重光輝議員、森山大議員、新改秀作議員、上久保澄雄議員、柏木幸平議員、岸良光廣議員及び木下敬子議員、以上の7名。

文教経済常任委員に宮之脇尚美議員、東哲雄議員、木下賢治議員、米丸文武議員、桑園憲一議員、岩元涼一議員、川口憲男議員及び新改幸一議員、以上の8名。

以上のとおり、それぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

これより、各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの常任委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから各常任委員会を招集します。各常任委員会の場所を次のとおり定めます。

総務厚生常任委員会は第2委員会室、文教経済常任委員会は第1委員会室と定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時57分

〔各常任委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる〕

再開 午前11時31分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

総務厚生常任委員長に新改秀作議員、総務厚生常任副委員長に森山大議員、文教経済常任委員長に米丸文武議員、文教経済常任副委員長に宮之脇尚美議員、以上のとおりでありますので、お知らせしておきます。

△日程第7「議会運営委員会委員の選任」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第7「議会運営委員会委員の選任」を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項に基づいて、議長が会議に諮って指名することになっております。

ここでお諮りします。議会運営委員会委員に柏木幸平議員、新改秀作議員、岸良光廣議員、米丸文武議員及び川口憲男議員、以上の5名をそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

これより、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから議会運営委員会を招集します。委員会の場所を第2委員会室と定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時33分

〔議会運営委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる〕

再開 午前11時45分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

議会運営委員長に川口憲男議員、議会運営副委員長に米丸文武議員、以上のとおりでありますので、お知らせしておきます。

△日程第8「議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第8「議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。議会広報紙「さつま町議会だより」の編集発行のため、4名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって4名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することに決定しました。

次に、議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

ここでお諮りします。議会広報特別委員会委員に新改秀作議員、木下敬子議員、米丸文武議員、木下賢治議員、以上の4名をそれぞれ指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

これより、議会広報特別委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、議会広報特別委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから議会広報特別委員会を招集します。委員会の場所を第2委員会室と定めます。
しばらく休憩します。

休憩 午前11時48分

〔議会広報特別委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる〕

再開 午前11時58分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の正副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

議会広報特別委員会委員長に木下敬子議員、議会広報特別委員会副委員長に木下賢治議員、以上のとおりでありますので、お知らせしておきます。

しばらく休憩します。再開は概ね午後1時5分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時05分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第9「議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」、日程第10「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第9「議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」及び日程第10「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」以上の議案2件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

皆様こんにちは。改選後初めての議会でございますので、提案理由を申し上げます前に一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

去る4月14日に執行されました任期満了に伴う町長選挙におきまして引き続き町長に当選させていただきました。大変身に余る御審判をいただきまして、まことに光栄に存じますとともに、

私に課せられました責務の重大さに改めて身の引き締まる思いでございます。

皆様方におかれましても、激戦を勝ち抜かれまして当選の栄によくされましたこと、誠におめでとうございます。

さて、さつま町が誕生いたしましたから8年が経過をいたしまして、平成27年度には、節目の十周年を迎えることとなります。この間、新町における一体感の醸成とともに、魅力あるまちづくりのために、町民、地域、行政が手を携えて一体となって様々な取り組みを進めてまいったところでございます。その結果、基礎自治体としての一定程度の基盤が出来つつあるというふうに感じているところでございます。しかしながら、町内外を取り巻く情勢は、国内、国際的経済動向に至るまで常に情報をスピーディーにキャッチしておかなければ対応が遅れてしまうほど、めまぐるしく変化・変動をする激動の時代を迎えております。

今、内政面におきましても産業振興、人口構造、地域振興等々、今後本町が未来へ向かって発展していくために乗り越えていかなければならない多くの課題がございます。

このようなことから、国内外の情勢を注視し、町政全般に目を配りながら、夢と希望の持てる元気なまちづくりを目指して最善を尽くしてまいりたいと決意を新たにいたしているところでございます。議員各位におかれましては、議長を始めとして、町政運営に一層の御支援と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、ただいま上程されました議案2件の提案の理由を申し上げます。

まず「議案第37号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これは地方税法等の一部改正に伴い、さつま町税条例の一部改正について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

次に、「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これにつきましても地方税法等の一部改正に伴い、さつま町国民健康保険税条例の一部改正について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

以上2件につきましては、いずれも地方自治法第179条第3項の規定に基づき、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○税務課長（松尾 英行君）

「議案第37号 専決処分の承認を求めることについて」について、内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（松尾 英行君）

続きまして、「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて」について、内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

お諮りします。ただいま議題となっています、議案第37号及び議案第38号の議案2件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号及び議案第３８号の議案２件は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。まず、議案第３７号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

なければ、本案の審議を、一応中止しておきます。

次は、議案第３８号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

なければ、本案の審議も、一応中止しておきます。

それでは、これまで審議を中止しておきました議案第３７号及び議案第３８号の議案２件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第３７号及び議案第３８号の議案２件について、一括して討論を行います。

ただいまの議案２件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第３７号及び議案第３８号の議案２件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの「議案第３７号 専決処分の承認を求めることについて（専決第３号）」及び「議案第３８号 専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）」の議案２件については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第３７号 専決処分の承認を求めることについて（専決第３号）」及び「議案第３８号 専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）」の議案２件は、いずれも承認されました。

△日程第１１「議案第３９号 さつま町監査委員の選任について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第１１「議案第３９号 さつま町監査委員の選任について」を議題とします。

ここで、地方自治法第１１７条の規定によって、平八重光輝議員の退場を求めます。

〔平八重 光輝議員 退場〕

○議長（舟倉 武則議員）

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第３９号 さつま町監査委員の選任について」であります。さつま町監査委員のうち議員の中から選任する監査委員として、平八重光輝氏を選任するものでありまして、地方自治法第

196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

それでは、「議案第39号 さつま町監査委員の選任について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第39号 さつま町監査委員の選任について」を採決します。

お諮りします。本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第39号 さつま町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。

平八重光輝議員の入場を許します。

〔平八重 光輝議員 入場〕

△日程第12「議案第40号 さつま町監査委員の選任について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第12「議案第40号 さつま町監査委員の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第40号 さつま町監査委員の選任について」であります。さつま町監査委員のうち識見を有する者のうちから選任した監査委員の新屋敷浩氏が平成25年5月31日付けをもって任

期満了となることに伴い、引き続き同氏を選任しようとするため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

それでは、「議案第40号 さつま町監査委員の選任について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第40号 さつま町監査委員の選任について」を採決します。

お諮りします。本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第40号 さつま町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。

△日程第13「議案第41号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第13「議案第41号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第41号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員のうち東修一氏が平成25年5月9日付をもって任期満了となるこ

とに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員に任命しようとするものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

「議案第41号 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいまの議案第41号は、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。ただいまの議案第41号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。ただいまの議案第41号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。「議案第41号 さつま町教育委員会委員の任命について」、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第41号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

△日程第14「議案第42号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第14「議案第42号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第42号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員のうち山下喜美子氏が平成25年5月9日付をもって任期満了となることに伴い、新たに山内江利子氏を教育委員会委員に任命しようとするものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回の山内江利子氏につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項の規定に基づきまして、委員のうちに保護者である者が含まれるということになっておりますが、これに従いまして、現在、中学生の子どもさんがお二人いらっしゃいますので、そういった保護者の中で選任をしていただくということで、お願いをするものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

「議案第42号 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいまの議案第42号は、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。ただいまの議案第42号について、質疑はありませんか。

川口議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 憲男議員

1点だけちょっとお伺いしますけれども、異論を唱えるちゅうことじゃないですけども、子どもさんがいらっしゃるお母さん方の中から、こうして選んでいただけるということなんですが、その中で町長として教育委員会としてこういう方々が教育委員として応募したいというか、推薦をされたら。そういうことで、その方自身の教育行政に対する意気込みとかそういうのを聞かれた場合があるのか、行政の一方推薦だけで終わってしまうのか。ちょっとそこ辺りのところをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

まあ教育委員の中にはですね、いろんな職業とかあるいは年齢とか、そういったまあ保護者の中からということも含まれるということでございますので、そういった幅広い視点の中で、もちろん識見の高い人、人格高潔な人ということで選任の対象にいたしているところでございます。

特に保護者の皆さんの中にもPTAの役員をされたり、地域の活動をされたりということで、ふさわしい方はたくさんいらっしゃるわけでありまして。まあ地域の人からもそれぞれ意見を聞いているわけですが、それぞれ人選に当たりまして最もふさわしいということで、お願いをしているわけでございます。本人さんの仕事の関係もあったりして、そういう同意が得られないと選

任に上げられないということもありますので、その辺のところは地域の皆さんとか、本人さんの意向も十分に意見を踏まえたうえで、お願いをいたしているところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。ただいまの議案第42号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。「議案第42号 さつま町教育委員会委員の任命について」、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第42号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

△日程第15「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第15「議員派遣の件」についてを議題とします。

会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず期日、派遣議員等に変更を生ずる場合には、私に一任いただきたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第16「閉会中の継続調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第16「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成25年5月さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会時刻 午後 1時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 川 口 憲 男

さつま町議会議員 上久保 澄 雄